

6. 感染症の取り扱いについて

感染症にかかった場合は、集団生活に支障がないと判断されるまでは登園できません。
 下記の、疾患は出席停止となります。病気回復後、医師の証明書を持って登園してください。

※インフルエンザ・新型コロナウイルスと診断された場合は健康観察記録表（P13）に記入して再登園可能な日をかかりつけ医に確認したのち、園に提出してください。

◎保育園で流行しやすい感染症

感染症名	登園のめやす	登園するときに必要な書類
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	証明書が必要です (P11)
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで	
流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで	
咽喉結膜炎(プール熱)	発熱、充血等の主要症状が消退した後2日を経過するまで	
腸管出血性大腸菌感染症 ・O157・O26・O111等	医師により感染の恐れがないと認められること 無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。	
流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失していること	
急性出血性角膜炎	医師により感染の恐れがないと認められること	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な治療が終了するまで	
結核	医師により感染の恐れがないと認められること	
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められること	
インフルエンザ	発症後5日を経過し、解熱後幼児にあっては3日を経過するまで (発症した日を0日、解熱した日を0日と数える)	健康観察記録表(P13) が必要です
新型コロナウイルス感染症	発症から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで。	
ウイルス性胃腸炎(ロ・ロウイルス等)	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事が摂れること	医師の指示に従って登園届けが必要です (P12)
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し全体状態が良いこと	
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと	
突発性発しん	解熱し、機嫌がよく全身状態が良いこと	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること	
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること	
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶた化してから	
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること	
伝染性膿痂疹(とびひ)	医師の判断による	

